



申
15
号

「車両関係社員新入社員基礎技術教育の 実施方法について」に関する申し入れ

2月20日提出!

JR東労組は、会社より「車両関係社員新入社員基礎技術教育の実施方法について」の提案を受け、職場からの声に基づき全10項目にわたり解明申し入れ、団体交渉を行ってきました。交渉では車両関係社員新入社員に対する基礎技術教育をより効率的に行うために、教育内容の変更や、実施箇所を集約することが示されました。

新入社員の多様化や業務内容の変化に合わせ、基礎技術教育をより効率的に実施していくことに対しては理解するものの、全般検査における探傷検査の問題など車両の安全・品質に関わる問題等も発生していることから、新入社員が技術・技能を向上するための基礎技術教育はより重要度が増しています。

安全で快適な車両を提供できる技術力の高い車両関係社員を育成するために団体交渉を行っていきます。

申し入れ項目

1. 安全で快適な車両品質を提供するため、車両関係社員新入社員基礎技術教育については、新入社員の習熟度を見極めつつ、配属先の職場の意見を取り入れ、実態に合った内容で実施すること。また、現場における教育を十分に行うこと。
2. 技能士やフォークリフト、天井クレーン、玉掛けなどの資格取得は、基礎技術教育中に実施すること。
3. 基礎技術教育期間内における現場実習については、OJT担当の負担を軽減するため、要員配置や業務量等を配慮すること。
4. 大宮総合車両センターと郡山総合車両センターへの通勤が遠距離となる組合員・社員に対して、社宅や寮等への居住を認めること。
5. 他系統から車両関係へ異動となった組合員・社員に対して、基礎技術教育に準ずる内容での教育の実施を検討すること。
6. 基礎技術教育が集約される総合車両センターが変更となる場合や、車両職社員新入社員基礎技術教育の内容を変更する場合は、改めて労使議論を行うこと。

安全第一で品質の高い車両が提供できる環境をつくり出そう!